

## 指定管理者募集に係る質問と回答

【質問1】(ホール、リハーサル室以外の利用時間について(条例関係))

9:00~21:00から9:00~22:00までに変更できるか。

【回答1】

施設等の利用時間及び延長利用については、総合文化センター条例第12条第2項別表第二で規定されていますが、条例を改正すれば利用時間の変更も可能となります。しかし、改正にあたっては、利用実態等の分析や設定当時の利用者ニーズの変化など改正の必要性、他施設との比較、条例改正に伴う影響等、様々な観点からの検討が必要であり、安易に県民サービスの向上に繋がるからとの理由で変更することはできません。従いまして、利用時間の変更等を提案していただくのは自由ですが、同時に実効性のある提案が求められますので、その必要性・影響等を十分説明できる準備を整えていただくことが必要です。

【質問2】((ア)生涯学習機会提供事業(年65回以上))

講座1回のカウント方法について定義を知りたい。

【回答2】

講座のカウントの仕方については、講座の内容で判断してください。連続講座でも、途中から参加しても十分参加者の満足度が得られるものであれば、各回をそれぞれ1回とカウントしても差し支えありません。ただし、「はじめてのパソコン講習」のように、(ア)にある生涯学習ボランティアを養成するための講座に該当する場合、4回で一定の講座の役割を担うものと判断されることから、4回で1講座としてカウントすべきと考えます。

【質問3】((エ)視聴覚ライブラリー管理運営事業)

視聴覚コーナー(14ブース)の数を確保しなければならないか。

【回答3】

時代の変化と共に映像メディア及び機器の形態も急速に変化してきており、コーナーのLD機器の需要も少なくなっていることは承知しています。しかし、県有財産の有効活用は不可欠であり、指定管理者には14ブースが故障なく維持できるよう日常の保守点検に努めていただくようお願いします。なお、機器の故障により補修が困難な場合は、ブースの減少はやむを得ないものと考えています。